

宇部市低炭素建築物新築等計画認定取扱要領

第一章 総則

(目的)

第1条

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）の事務の取扱いは、法令等に定めるもののほか、この要領による。

(用語の定義等)

第2条

この要領において使用する用語の意義は、法に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 建築物省エネ法 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第 五十三号）
- 二 審査機関 建築物省エネ法第 14 条第 1 項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関（住宅用途の建築物の審査に限る。）をいう。
- 三 認定 法第 54 条第 1 項及び第 55 条第 1 項の規定による認定。
- 四 事前審査 認定申請の前に、審査機関が行う認定基準の適合性に係る審査をいう。適合等していれば、別表の適合証等が交付される。
- 五 適合証等 別表に示す書面をいう。法施行規則（以下「規則」という。）第 41 条第 1 項の「他所管行政庁が必要と認める図書」として提出を求める。
- 六 事前審査の副本又は副本の写し 事前審査がある場合は、規則第 41 条第 1 項の「他所管行政庁が必要と認める図書」として認定申請時に提出を求める。
- 七 規則第 41 条第 3 項の「他所管行政庁が不要と認めるもの」 規則第 41 条第 1 項の表に掲げる図書をいう。
- 八 省エネ適判 建築物省エネ法第 11 条第 1 項又は同法第 12 条第 2 項及び第 3 項に定める建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- 九 工事監理報告書 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 20 条第 3 項に規定する工事監理報告書又は建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書をいう。

(認定申請の受付)

第3条

市長は、事前審査を終了して、認定申請がされたときは、次の各号について確認するものとする。

- 一 認定の申請書及び適合証等の部数（正・副 各 1 部、適合証等の原本は正本に添付する。）
- 二 手数料の額
- 三 事前審査に係る副本（写しでも可。）に事前審査が終了した旨の押印がされ

ていること

- 四 工事着手前に申請が行われていること（規則第 42 条の工事着手予定時期の記載による）
- 2 市長は、事前審査がなく認定申請がされたときは、次の各号について確認するものとする。
 - 一 認定の申請書及び添付図書（以下「認定申請書等」という。）の部数（正本 1 部、副本 2 部）
 - 二 手数料の額
 - 三 施行規則に規定する添付図書
 - 四 工事着手前に申請が行われていること（規則第 42 条の工事着手予定時期の記載による）
- 3 市長は、第 1 項又は第 2 項の確認において認定申請書等に不備があると認めた場合は、当該提出者に補正させ、適切であると認めた場合は、次の各号の処理をするものとする。
 - 一 受付欄への必要事項の記入
 - 二 台帳に必要事項の記入
 - 三 建築主事等への計画通知の審査依頼（建築確認申請と併せて申請された場合に限る。建築主事等が市長に対して確認済証を交付。）
- 4 市長は、建築確認申請が併せて行われた場合は、建築基準法施行規則に基づき添付書類等の確認を行い、速やかに建築主事等に通知するものとする。
- 5 事前審査を受けていない場合は、市長は、審査機関に技術的審査を委託することができるものとする。市長から技術的審査を受託した審査機関は、速やかに審査を行い、審査の結果を文書により市長に通知するものとする。

（認定申請書等の審査等）

第 4 条

市長は、事前審査又は市長による審査の結果、申請書等の内容が法第 54 条第 1 項の基準に適合すると認められるときは、次の各号の処理を行うものとする。

- 一 確認済証の確認（建築確認申請と併せて申請された場合に限る。）
- 二 認定通知書の発行
- 三 建築工事が完了した際の完了した旨の報告書（別記様式第 3 号）の提出指示
- 四 台帳に必要事項の記入
- 五 省エネ適判台帳に必要事項の記入（省エネ適判の対象物件に限る。）
- 六 認定通知書及び認定申請書等（事前審査がある場合は、適合証等も含む。）の副本の返却（建築確認申請が併せて行われた場合は、確認の申請書の副本を含む。）
- 七 認定通知書の写し及び認定申請書等の保管
- 2 市長は、審査を行った結果、認定申請書等の内容が法第 54 条第 1 項の基準に適合しないと認められるときは、次の各号の処理を行うものとする。
 - 一 不認定通知書（様式第 1 号）の発行

- 二 台帳に必要事項の記入
 - 三 適合しない旨の通知書及び認定申請書等の副本の返却
 - 四 適合しない旨の通知書の写し及び認定申請書等の正本の保管
- 3 市長は、認定申請書等が提出されてから認定するまでの間に、当該提出者から取下げ届（別記様式第2号）の提出がされたときには、次の各号の処理を行うものとする。
- 一 台帳に必要事項の記入
 - 二 当該提出者への省エネ適判の提出指示（省エネ適判の対象物件に限る。）
 - 三 当該提出者への認定申請書等（事前審査がある場合は、適合証も含む。）の副本の返却

（認定後の届出・報告）

第5条

市長は、認定低炭素建築物が、省エネ適判をしなければならない建築物に該当し、当該建築物の所有関係に変更が生じた場合においては、認定を受けた者又は認定低炭素建築物の譲渡を受けた者に対し、認定建築主等変更届（別記様式第1号）を提出させるものとする。

- 2 市長は、前項の認定建築主等変更届を受理したときは、台帳のほか、省エネ適判台帳に必要事項を記入するものとする。
- 3 市長は、建築工事が完了した際の完了した旨の報告書が提出されたときは、次の各号の処理を行うものとする。
- 一 建築基準法第7条第5項等に規定する検査済証の写し又は工事監理報告書の添付の確認
 - 二 第一号の書類により認定低炭素建築物新築等計画どおりであるか確認
 - 三 台帳に必要事項の記入

（認定の取消し）

第6条

市長は、認定通知後、次のいずれかに該当する場合は、認定の取消しを行うものとする。

- 一 法第57条の規定に基づく改善命令に対する違反が認められた場合
 - 二 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（別記様式第4号）の提出があった場合
- 2 前項の認定の取消しは、次の各号の処理を行うものとする。
- 一 当該認定建築主等に対する認定取消通知書（様式第2号）の交付
 - 二 台帳に必要事項の記入
 - 三 認定取消通知書の写しを認定申請書等の正本に添付

（報告の徴収）

第7条

法第56条の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建

建築物状況報告書（別記様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（改善命令書）

第 8 条

法第 57 条の規定に基づく改善命令は、市長が必要と認められるときに、改善命令書（様式第 3 号）により行うものとする。

（文書の保存期間）

第 9 条

本要領で取扱う台帳の保存期間は永年とする。

2 次の各号の書類は、以下の保存期間とする。

	書類名	保存期間
1	認定申請書等（法第 60 条の特例以外）	10 年
2	認定申請書等（法第 60 条の特例の場合）	永年

附則

（施行期日）

この要領は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、令和 5 年 2 月 21 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

(適合証等)

対象建築物	適合証等	審査機関等
全ての建築物	適合証（法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類）	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（※）
一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物のうち住宅の部分	品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能 等級 5 以上及び一次エネルギー消費量等級 6 以上に適合している場合に限る。）の写し。	登録住宅性能評価機関

※複合建築物の適合証に係る審査機関は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関かつ登録住宅性能評価機関であるものに限る。